

「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」開催要綱

1 目的

本会合は、総務省の「利用者保護規律の監督に関する基本方針」（平成28年5月20日公表）第5章に定めるモニタリング定期会合として、電気通信事業法及び関係法令等に基づく消費者保護ルールについて、法執行の適切な実施及び制度の実効性の確保のため、専門的な観点から情報を共有し、検討及び評価することを目的とする。

2 名称

本会合は、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」と称する。

3 検討事項

- ・ 総務省による定期調査及び苦情等分析の実施方法について
- ・ 調査等を踏まえた消費者保護ルールの実施状況の評価について
- ・ 評価を踏まえた事業者による自主的な取組の促進について
- ・ 評価を踏まえた制度の必要な見直しに関する提案について 等

4 構成及び運営

- (1) 本会合の構成員及びオブザーバーは、別紙1のとおりとする。
- (2) 本会合には、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、親会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査は本会合を招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本会合を招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を本会合の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (6) 主査は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 本会合の検討状況及び検討結果は、主査の指示するところにより、電気通信市場検証会議に報告する。
- (8) 構成員は、本会議における情報の取り扱いに関して、別紙2の事項を遵守する。
- (9) その他、本会合の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の公開等

- (1) 本会合の議事は、原則として公開する。
- (2) 本会合の会議については、議事要旨を作成し、原則として公開する。
- (3) 公開することにより、又はオブザーバーの出席により、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合は、議事及び議事要旨を非公開とし、又はオブザーバーの出席を制限することができる。

6 庶務

本会合の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課消費者契約適正化推進室がこれを行うものとする。

**「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」
構成員等**

【構成員】

主査	にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学名誉教授
主査代理	もり りょうじ 森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	いしだ ゆきえ 石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会 参与
	きた しゅんいち 北 俊一	株式会社野村総合研究所 シニアパートナー
	くろさか たつや 黒坂 達也	慶應義塾大学大学院 特任准教授
	ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク

【オブザーバー】

独立行政法人 国民生活センター

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人 電気通信事業者協会

一般社団法人 テレコムサービス協会

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会

本会議における情報の取扱いについて

本会議においては、電気通信事業者の経営上の機密情報等の機微な情報を取り扱うため、中立かつ構成な検証を確保する観点から、構成員は下記の事項を遵守するものとする。

記

- 1 構成員は、本会議で知り得た非公開情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
- 2 構成員は、本会議で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。

以上